

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

住田町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩手県住田町長

公表日

平成27年3月30日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び関係条例等に基づき、被保険者資格の異動管理、被保険者証等の発行、保険料の賦課・徴収と給付管理等を行う。 当町は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び介護保険法等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の要介護認定及び給付実績の管理 ⑥保険料徴収及びそれに伴う給付制限</p>
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 収納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険保険者台帳ファイル (2)収納情報ファイル (3)滞納者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 ・別表第一の68の項</p> <p>2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 番号法 ・第19条第7号 ・別表第二の1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,46,56の2,5861,62,80,83,87,90,93,94,95,117.の項</p> <p>2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第1,2,3,4,6,19,25,30,32,33,43,44,46,47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画財政課
②所属長	企画財政課長 横澤 孝
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住田町総務課 岩手県気仙郡住田町世田米字川向88番地1 Tel.0192-46-2112(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住田町保健福祉課 岩手県気仙郡住田町世田米字川向88番地1 Tel.0192-46-3862(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

